

## 技術士の継続的な資質向上（CPD）について

### はじめに

科学技術創造立国を目指す我が国としては、質が高く、かつ、十分な数の技術者を育成、確保することが重要な課題であるとの観点から、改正技術士法（平成 13 年 4 月 1 日施行）において、

『(技術士の資質向上の責務)

第四十七条の二 技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。』

とされた。

これを受けて日本技術士会は CPD の実施とともに平成 14 年度から CPD 記録の登録受付ならびに平成 17 年度からは技術士 CPD 登録証明書の申請・発行を開始した。この間、技術士 CPD の指針となるガイドブックを発刊改訂し、現在はガイドライン（別紙 1）として運用している。また関連する学協会においても相次いで CPD 事業と登録が開始されている。

以下に技術士および日本技術士会の CPD の現状と課題ならびに今後の技術士 CPD の目指すべき方向性について意見を述べる。

### 1. 日本技術士会における CPD 実施状況と登録の現況（別紙 2）

日本技術士会は、委員会、部会、地域本部等の主催により講演会・見学会・研修会等を開催しており、平成 24 年度は全体で 500 回を超えている。

#### ①CPD 登録者数等

- ・技術士 CPD の登録者の数は、平成 24 年度末で累計 8,303 名であるが、この 3 年間に CPD 記録が入力されているものは約 6 割であり、その殆どは会員である。
- ・技術士 CPD 登録証明書の発行件数は、平成 24 年度 317 件であった。その殆どは官庁への提出や RCCM 等他の資格更新のために利用されている。

#### ②CPD 登録内容の質の向上

- ・技術士 CPD 登録証明書の公的な活用が増えていることから、日本技術士会では平成 20 年度から CPD 登録内容の審査を実施して登録の質の改善を図っている。

#### ③CPD 登録の内容

- ・技術士の CPD 登録は 3 年間 150 時間を目安としているが、これに達していない登録者も相当数ある。CPD 課題については「専門分野の最新技術」と「技術動向」で約半分をしめており、CPD 形態については「講習会等の参加」が半数となっているなど、やや偏りがある。

### 2. 関連する学協会における CPD の現状

技術士の CPD 義務化を背景として関連する学協会においても同様の CPD システムが構築されて運用されている。技術士においても他団体の CPD 受講や登録を行っている者が多数いると推定される。技術士の CPD については、他団体の CPD も有効としている。

日本技術士会は、平成 24 年度末現在、土木学会等の 11 の学協会と CPD 実施の連携を図り、CPD に関する情報交換及び CPD 関係活動の相互利用を促進することを目的に覚書を結ぶとともに、建設系 CPD 協議会、日本工学会 CPD 協議会に参加し、CPD 制度に関する情報交換や CPD 行事に関

する情報提供等を行っている。

### 3. CPD 登録の活用状況

国土交通省においては、建設コンサルタント業務のプロポーザル等による選定の技術者評価に CPD 登録を求められることができるとされているが、現在のところ、適用されている業務は一部である。その場合でも CPD の登録機関は問われていない。

そのほか、地方自治体においても、総合評価落札方式に技術者の CPD の実績を評価項目に取り入れている事例が見られるようになった。

### 4. 技術士 CPD の課題

(CPD の内容)

- ① キャリアや職業に応じた技術士に求められる CPD の内容が明確となっていない。
- ② CPD の内容が専門技術に関する講演会等の受講にやや偏っている。
- ③ CPD の内容が極めて広範で登録内容に精粗がある。
- ④ 総合技術監理部門に対する CPD のあり方が明確でない。

(CPD の活用)

- ⑤ 技術士 CPD の行政や産業界における活用が殆ど進んでいない。

(CPD の受講機会)

- ⑥ 現役世代を中心として CPD 受講の時間がとりづらい。
- ⑦ 地域や海外在住者を対象とした CPD の受講機会が少ない。
- ⑧ 関連学協会や教育機関（大学等）との連携や統合が十分でない。

(登録・確認システム)

- ⑨ CPD 登録システムの充実と他学協会とのシステムの連携が必要。
- ⑩ 義務化された技術士 CPD の実施状況を確認するシステムが確立されていない。

### 5. 技術士 CPD の目指すべき方向

以上の課題を踏まえて、技術士 CPD の目指すべき方向として、次のようなことがあげられる。

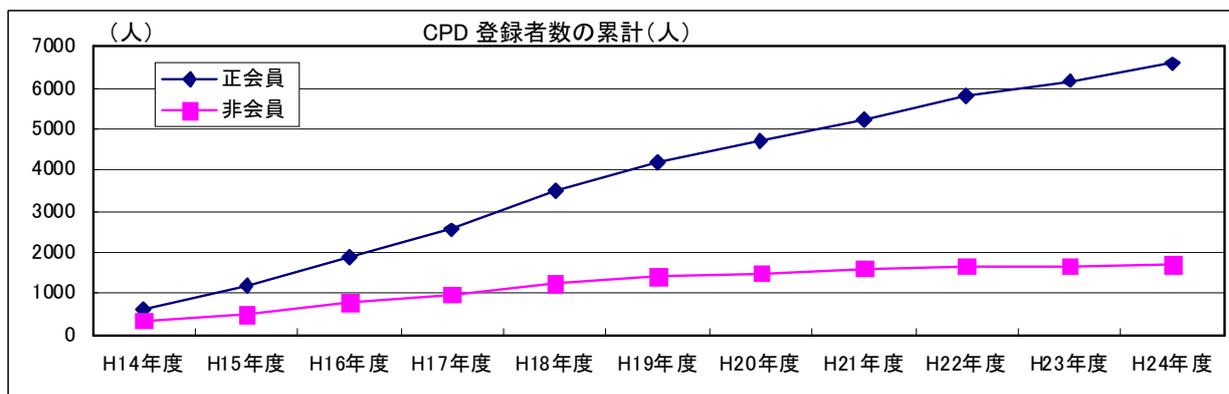
- ① 求められる技術士の資質（コアコンピテンシー）と技術者のキャリア形成に対応した技術士 CPD プログラムの構築が必要である。特に新たな「総合技術監理部門」の構築においては、所要の CPD を受験要件とするなどの検討を行う。
- ② だれでもどこでも技術士 CPD が受講できる CPD 受講機会の拡大と均等化が求められる。そのためには関連学協会や大学等の教育研究機関との連携や企業および自己学習における CPD の充実と促進を図る。
- ③ CPD を行政における入札制度や産業界における人事システム等に活用促進することを進め、技術士 CPD の実施と登録の実効性確保を図る。
- ④ CPD の質の担保も含めた CPD 登録システムの改善と関連学協会の登録システムとの連携を図る。
- ⑤ CPD 記録を基に定期的な CPD 実施状況が把握できるシステムを構築し、技術士全体の資質向上及びその活用の施策に反映させる。

以上

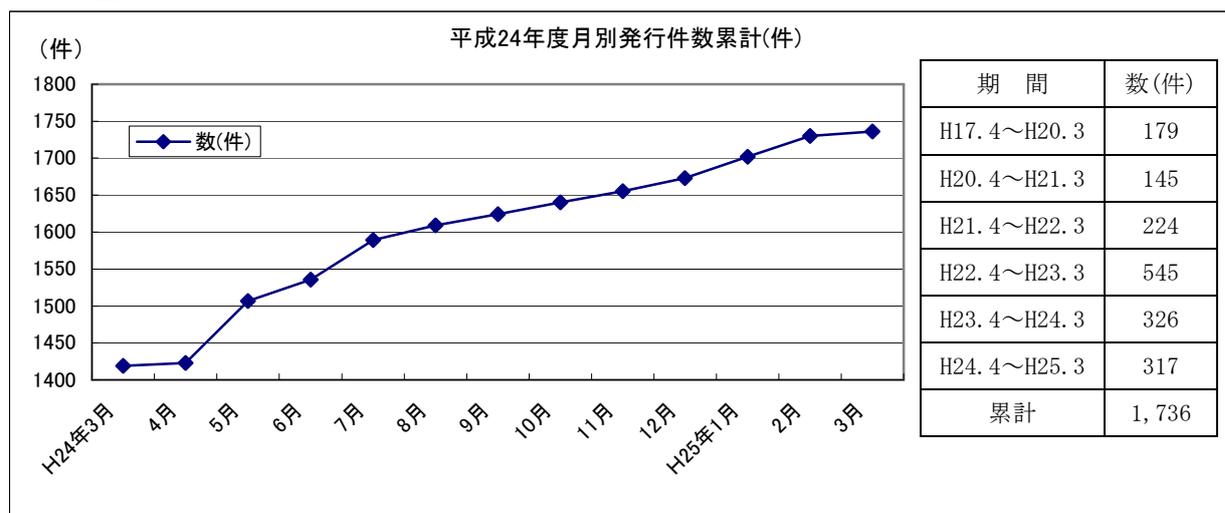
### 技術士 CPD 登録等実績

#### 1. CPD 登録者 (平成 13 年 4 月 1 日 ~ 平成 25 年 3 月 31 日)

| 平成 25 年 3 月末 (人) | WEB   |       |       | 文 書 |     |     | 合 計   |       |       |
|------------------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|
|                  | 正会員   | 非会員   | 合計    | 正会員 | 非会員 | 合計  | 正会員   | 非会員   | 合計    |
|                  | 6,094 | 1,215 | 7,309 | 511 | 483 | 994 | 6,605 | 1,698 | 8,303 |



#### 2. CPD 登録証明書 (平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 25 年 3 月 31 日)



#### 3. CPD 認定会員 (平成 18 年 3 月 1 日 ~ 平成 25 年 3 月 31 日)

